

建設工事に係る企業の施工実績及び

配置予定技術者の施工経験に関する要件緩和について

各地方防衛局等が発注する建設工事では、一般競争入札等の競争参加資格において、参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての施工実績（経験）を求めています。

他方、現在、建設工事の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているものの、元請け受注でないことから入札に参加できない場合もあると承知しており、このような状況を改善するため、令和5年8月1日以降に入札公告または手続開始の公示を行う建設工事を対象に、次のとおり企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験について要件を緩和することとします。

一次下請けとしての実績（経験）の採用

従来の元請けとして完成・引渡しが完了した工事に加え、防衛省発注の総合発注工事^{*}の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事についても、実績（経験）として採用することとします。

^{*}総合発注工事とは、建築工事、土木工事、電気工事、機械工事及び通信工事の5職種のうち、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいいます。

技術評価における要件緩和、評価基準等

評価区分	評価項目	評価細目	要件緩和
企業の施工能力	企業の能力	同種工事の施工実績	同種工事であれば、元請けのほか防衛省発注の総合発注工事の一次下請けの施工実績も評価
		工事成績	対象工事と同一工種であれば、元請けとしての工事のほか、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の工事成績も評価
		優秀工事等顕彰等の実績	元請けとしての工事のほか、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の顕彰等の実績も評価
		難工事の工事成績	元請けとしての難工事のほか、当該発注機関における防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した難工事の工事成績も評価
	配置予定技術者の能力	資格	【変更なし】
		同種工事の施工経験	同種工事であれば、元請けのほか総合発注工事の一次下請けの施工経験も評価 なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した施工経験があるものについて評価対象
		工事成績	対象工事と同一工種であれば、元請けとしての工事のほか、総合発注工事の一次下請けとして従事した工事の工事成績も評価 なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験があるものについてのみ評価対象
		優秀工事等技術者顕彰等の実績	【変更なし】
		難工事の工事成績	元請けとしての難工事のほか、当該発注機関における防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして従事した難工事の工事成績も評価 なお、一次下請けとして従事した工事については、主任技術者又は現場代理人として従事した施工経験があるものについてのみ評価対象
	その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ	【変更なし】

要件緩和を踏まえた技術提案等評価表

□ 囲い部分が要件緩和項目

評価区分	評価項目	評価細目	評価基準		評価点	
			元請け	一次下請け	配点	採点
企業 の 能力	同種工事の施工実績 (当該年度及び前年度から過去15年間の実績)	元請け	国又は特殊法人等の施工実績あり	2	2	2
		元請け	地方公共団体又は地方公社発注の施工実績あり その他	1		
	一次下請け	防衛省発注の総合発注工事の施工実績	0	2	合計で最大 10点とする	
	元請け	工事成績 (当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去3年間の 工事成績評定点。最大3件分の各々における評価を合計) ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の工 事で、施工場所が参加要件とした地域内の実績に限る。	当該発注者が発注した工事で、80点以上	4		
			・当該発注者が発注した工事で、75点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上	3		
			・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	2		
			・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	1		
			その他	0		
	一次下請け	防衛省発注の総合発注工事で、80点以上 防衛省発注の総合発注工事で、70点以上 その他	2 1 0			
	元請け	当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり	企業の実施能力の評価を 0点とする			
元請け	優秀工事等顕彰等の実績 (当該年度及び前年度から過去3年間の優秀工事等顕彰等の実 績を右記①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における 評価を合計) ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に 応じて評価件数を増やしても良い。 ※ ②及び③については、受賞した工事の工事場所が参加条件 とした地域内での顕彰に限る。 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。	① 大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰	1件につき5	合計で最大 10点とする		
		② 地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき4			
		③ 国、特殊法人等及び地方公共団体の優良工事表彰等の受賞実績	1件につき1			
		④ インフラメンテナンス大賞(防衛大臣賞)	1件につき4			
		⑤ インフラメンテナンス大賞(防衛省特別賞)	1件につき3			
⑥ インフラメンテナンス大賞(防衛省優秀賞)	1件につき2					
実績なし	0					
一次下請け	① 大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰 ② 地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰	1件につき2 1件につき2				
元請け	難工事の工事実績 (当該年度及び前年度から過去3年間に当該発注機関の難工事 を施工した実績) ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。 ※ 複数の難工事実績があったとしても評価対象は1件のみと する。	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3	3		
		実績があり、かつ工事成績が75点以上	2			
		実績があり、かつ工事成績が70点以上 実績なし又は工事成績が70点未満	1 0			
一次下請け	実績があり、かつ工事成績が75点以上 実績なし又は工事成績が75点未満	1 0				
企業 の 施 工 能 力	資格	一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格あり	1	1		
		一級〇〇施工管理技士又は同等以上の資格なし	欠格			
	元請け	同種工事の施工経験 (当該年度及び前年度から過去15年間の実績)	同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験あり)	2	2	
			同種工事の施工経験あり(役職(監理(主任)技術者又は現場代理人)経験なし)	1		
	一次下請け	同種工事の施工経験あり(役職(主任技術者又は現場代理人)経験あり) 同種工事の施工経験あり(役職(主任技術者又は現場代理人)経験なし)	2 1			
	元請け	監理(主任)技術者又は現場代理人の経験 (当該工事と同一工種で当該年度及び前年度から過去5年間の 監理(主任)技術者又は現場代理人を経験した工事成績評定 点。最大3件分の各々における評価を合計) ※ 現在と異なる会社の所属でも可とする。	当該発注者が発注した工事で、80点以上	5	合計で最大 10点とする	
			当該発注者が発注した工事で、75点以上	4		
			・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、75点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、80点以上	3		
			・国又は特殊法人等が発注した工事で、70点以上 ・地方公共団体が発注した工事で、75点以上	2		
			その他	1		
一次下請け	当該発注者が発注した工事で、75点以上 ・当該発注者が発注した工事で、70点以上 ・国又は特殊法人等が発注した工事で、80点以上 その他	2 1 0				
元請け	当該発注者が発注した工事で、65点未満の実績あり	配置予定技術者の能力の 評価を0点とする				
元請け	優秀工事等技術者顕彰等の実績 (当該年度及び前年度から過去5年間の優秀工事等顕彰等の実 績を右記①から⑥のとおり評価。) ※ ②及び④から⑥は、施工場所が参加要件とした地域内の工 事に係る顕彰等に限る。 ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。	① 大臣官房施設監の特別優秀工事等技術者顕彰	1件につき7	合計で最大 10点とする		
		② 地方防衛局調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等技術者顕彰	1件につき6			
		③ 大臣官房施設監の特別優秀工事等顕彰受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき5			
		④ 地方防衛局長の感謝状の贈与(令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない)、地方防衛局 調達部長又は地方防衛支局長の優秀工事等顕彰受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき5			
		⑤ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事技術者表彰等受賞実績	1件につき4			
⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優良工事表彰等受賞工事に、監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	1件につき3					
実績なし	0					
元請け	難工事の工事実績 (当該年度及び前年度から過去5年間に当該発注機関の難工事 に監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した経験) ※ 当該工事に該当しない他工種での実績でも可とする。 ※ 複数の難工事実績があったとしても評価対象は1件のみと する。	実績があり、かつ工事成績が80点以上	3	3		
		実績があり、かつ工事成績が75点以上 実績があり、かつ工事成績が70点以上 実績なし又は工事成績が70点未満	2 1 0			
一次下請け	実績があり、かつ工事成績が75点以上 実績なし又は工事成績が75点未満	1 0				
その他	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(過去6月の〇〇防 衛局での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ※ 過去6月とは、申請書等の提出期限の前日からさかのぼる こと6月以内に指名停止期間がある場合をいう。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を 加える。	指名停止期間(累積):6月以上	-5	/		
		指名停止期間(累積):3月以上6月未満	-4			
		指名停止期間(累積):3月未満	-3			
		書面注意(警告)	-2			
		口頭注意	-1			
		該当なし	0			

防衛省 整備計画局建設制度官付

建設契約審査班 03-3268-3111(内線) 36443、36448